

県立高校及び特別支援学校にエアコン設置を求める意見書

近年の異常気象や温暖化等による影響により、宮城県内も夏の暑さが非常に厳しくなるとともに、夏休みの時期ではない6月や9月に真夏日となる30度を超える日が生じている。熱中症による死亡や緊急搬送される事例が全国的に発生し、保健室で手当てを受ける生徒も急増している。

こうしたことから、全国的に学校施設へのエアコン設置が急ピッチで進められており、厳しい財政事情の中でも小中学校や幼稚園への設置が進められている。しかし、令和元年9月1日現在、高等学校普通教室へのエアコン設置率全国平均は83.5%となっているが、宮城県平均は3.6%と極めて低い状況であり、特別支援学校においても普通教室の全国平均89.7%に対し、宮城県平均35.2%と気象状況の変化に対応しているとは言い難い状況となっている。

平成30年4月1日施行の学校環境衛生基準改正では、学校教室内の温度は「28度以下であることが望ましい」とされている。この基準は「児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として、学校保健安全法第6条で定められているものである。また、学校環境衛生管理マニュアルでは、「児童生徒等に生理的・心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件」は「夏期で25度から28度である」としている。さらに、学校設置者には「学校環境基準に照らした適切な環境維持が責務であることを踏まえた対応」が求められている。

宮城の県立高校では「教室の最高温度は38度」「7月の登校日13日の全てが28度を超えている」という実態も報告されており、一般家庭へのエアコン普及率は9割を超え、ほとんどエアコンが普及していなかった1960年代と比べて「生徒児童等の温冷感は異なってきている」と文部科学省は指摘している。

このことから宮城県には、「児童生徒及び職員の健康を保護」し、「望ましい学習条件」を維持するという県の責務をしっかりと果たしていく努力が今後さらに求められている。

よって、宮城県は気候変動や全国の整備状況も踏まえ、県立高校及び特別支援学校へのエアコン設置をさらに促進することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年12月27日

宮城県大崎市議会議長 佐藤和好

宮城県知事 } 殿
宮城県教育委員会教育長 }